

船舶事故調査報告書

平成27年12月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成27年3月27日 15時43分ごろ
発生場所	千葉県木更津市盤洲鼻 ^{ばんす} 西方沖 木更津港防波堤西灯台から真方位009°4,700m付近 (概位 北緯35°25.12′ 東経139°52.15′)
事故の概要	プレジャーボート ^{レジャーボート} REFINADOは、南進中、のり養殖施設に進入して同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成27年3月30日、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート REFINADO、5.6トン
船舶番号、船舶所有者等	232-39913千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 同乗者、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 枠綱が切断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約6.0m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、同乗者が手動操舵に当たっていたところ、船長が、前方に浮子 ^{あぼ} を認め、のり養殖施設に進入したと思い、同乗者と操舵を替わり、右舵を取って微速前進としたが航行不能となった。 船長は、本事故時、目視及びGPSプロッターで船位の確認を行っていたものの、左舷前方を航行しているプレジャーボートを認め、付近海域はのり養殖施設が設置されていない海域であると思った。 本船のGPSプロッターの画面には、のり養殖施設の情報はなかった。
分析	本船は、船長が、左舷前方を航行しているプレジャーボートを認め、付近海域はのり養殖施設が設置されていない海域であると思い、見張りを適切に行っていなかったことから、同施設に進入したものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、見張りを適切に行っていなかったため、本船がのり養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	<ul style="list-style-type: none">・ のり養殖施設の設置区域を正確に把握するとともに、見張りを適切に行って同区域に接近しないこと。
--	--